

福山市立大学に置く学部・学科における人材養成等の目的  
に関する規程

平成23年4月1日  
福山市立大学規程第1号

第1条 この規程は、福山市立大学に置く学部・学科の人材養成の目的その他教育研究上の目的について定める。

第2条 教育学部児童教育学科においては、幅広い教養と豊かな人間性を備え、地域の未来を担う子どもの乳児期から児童期までの発達・成長を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力をもった教育者・保育者を育成する。

第3条 都市経営学部都市経営学科においては、環境についての幅広い知識と素養とともに、都市の計画やデザイン、都市の経済や経営、都市における共生や開発についての複合的な知識と素養を備え、持続可能な都市社会の構築に向けた企業の活性化や地域社会の再生に創造的に寄与していける人材を育成する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。